

約款 新旧対照表

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3章 第5節 第12条	第5節 セキュリティアップデート(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第12条(保証) 1. 本オプションサービスは、当社と利用者の合意により対象としたOSおよび各種アプリケーション・ソフトウェア(以下、本節において併せて「対象ソフトウェア」といいます)につき、対象ソフトウェアの提供元による指示に従ってアップデート作業を実施するものであり、システムへのクラッキング等を含む利用者サーバ設備に対する脅威の防止を何ら保証するものではありません。 2. 対象ソフトウェアの提供元によるアップデート版の公開から本オプションサービスにおけるアップデート作業が完了するまでの間に、当該アップデート作業によって対策が施されるべきセキュリティホール等が悪用され、利用者に損害等が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。	(削除)	・平成29年3月31日をもって、セキュリティアップデートサービスの提供を終了するため削除します。なお、同条については附則第3条に移動し、附則第2条により平成29年3月31日をもって削除します。
		(以下、節番号および条番号が繰り上がります)	
第8節 第15条	第8節 ウイルススキャン(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第15条(料金および支払期) 1. 本オプションサービスの料金は、その月の利用期間にかかわらず、1ヶ月分発生するものです。 2. 本基本サービスの支払いが毎月払いの場合、利用者は、当社が利用者に通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払期限および支払方法は、本基本サービスと同様とします。なお、初回支払い分の料金の請求については、本基本サービスとは別に行われるものとします。 3. 本基本サービスの支払いが年間一括払いの場合、利用者は、当社が利用者に通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払いについては、料金の請求は本基本サービスとは別に行なわれるものとし、利用者は、毎月末日までに、本基本サービスと同様の支払方法により当該請求金額を支払うものとします。	(削除)	・平成29年3月31日をもって、ウイルススキャンサービスの提供を終了するため削除します。なお、本条については附則第4条に移動し、附則第2条により平成29年3月31日をもって削除します。
第16条	第16条(検出・駆除) 1. 本オプションサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出または駆除ができることを保証するものではありません。 2. 本オプションサービスによるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	(削除)	・平成29年3月31日をもって、ウイルススキャンサービスの提供を終了するため削除します。なお、本条については附則第5条に移動し、附則第2条により平成29年3月31日をもって削除します。
		(以下、節番号および条番号が繰り上がります)	
第21条	第21条(料金の支払) 1. (略) 2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを利用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウドサービス」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。	第18条(料金の支払) 1. (略) 2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを利用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウドサービス」および「時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。	・ハイブリッド接続の料金は、時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」の請求と合算できない旨を定めました。
第25条	第25条(保証) 1～2(略) 3. 本オプションサービスの内容に、コールドスタンバイ機代替行が含まれる場合には第9条第3項、第4項および第5項の定めが、セキュリティアップデートが含まれる場合には第12条の定めが、コンテンツバックアップが含まれる場合には第14条の定めが、本節の定めと併せて適用されるものとします。	第22条(保証) 1～2(略) 3. 本オプションサービスの内容に、コールドスタンバイ機代替行が含まれる場合には第9条第3項、第4項および第5項の定めが、コンテンツバックアップが含まれる場合には第13条の定めが、本節の定めと併せて適用されるものとします。	・平成29年3月31日をもって、セキュリティアップデートサービスの提供を終了するため削除します。
第26条	第26条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第24条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. (略)	第23条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第21条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. (略)	・条番号の繰上げに伴い修正します。
第32条	第32条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第30条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. (略)	第30条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第27条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. (略)	・条番号の繰上げに伴い修正します。
附則 第1条	第1条(適用開始) この約款は、平成28年3月1日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年10月3日より適用されます。	第1条(適用開始) この約款は、平成28年10月3日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月31日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。
附則 新設	(新設)	第2条(サービスの終了にともなう条項の削除) 本条および本附則第3条乃至第5条は、平成29年3月31日をもって削除するものとします。	・平成29年3月31日をもってセキュリティアップデートサービスおよびウイルススキャンサービスが廃止されるため、同日をもって本条および廃止サービスに係る附則条項を削除します。
附則 新設	(新設)	第3条(セキュリティアップデートサービスにおける保証) 1. セキュリティアップデートサービスは、当社と利用者の合意により対象としたOSおよび各種アプリケーション・ソフトウェア(以下、併せて「対象ソフトウェア」といいます)につき、対象ソフトウェアの提供元による指示に従ってアップデート作業を実施するものであり、システムへのクラッキング等を含む利用者サーバ設備に対する脅威の防止を何ら保証するものではありません。 2. 対象ソフトウェアの提供元によるアップデート版の公開からセキュリティアップデートサービスにおけるアップデート作業が完了するまでの間に、当該アップデート作業によって対策が施されるべきセキュリティホール等が悪用され、利用者に損害等が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。	・平成29年3月31日をもってセキュリティアップデートサービスが廃止されるため、当該サービスに関する条項を同日まで暫定的に本案に定めます。
附則 新設	(新設)	第4条(ウイルススキャンの料金および支払期限) 1. ウイルススキャンサービスの料金は、その月の利用期間にかかわらず、1ヶ月分発生するものです。 2. 本基本サービスの支払いが毎月払いの場合、利用者は、当社が利用者に通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払期限および支払方法は、本基本サービスと同様とします。なお、初回支払い分の料金の請求については、本基本サービスとは別に行われるものとします。 3. 本基本サービスの支払いが年間一括払いの場合、利用者は、当社が利用者に通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払いについては、料金の請求は本基本サービスとは別に行なわれるものとし、利用者は、毎月末日までに、本基本サービスと同様の支払方法により当該請求金額を支払うものとします。	・平成29年3月31日をもってウイルススキャンサービスが廃止されるため、当該サービスに関する条項を同日まで暫定的に本案に定めます。
附則 新設	(新設)	第5条(ウイルススキャンにおける検出・駆除) 1. ウイルススキャンサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出または駆除ができることを保証するものではありません。 2. ウイルススキャンサービスによるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	・平成29年3月31日をもってウイルススキャンサービスが廃止されるため、当該サービスに関する条項を同日まで暫定的に本案に定めます。